

青森市特別職の職員に関する条例の一部を改正する条例

青森市特別職の職員に関する条例（平成十七年青森市条例第四十九号）の一部を次のように改正する。

第六条を次のように改める。

（議会議員の議員報酬額）

第六条 新たに議会議員になった者には、その日から議員の議員報酬を支給する。

2 退職等により議会議員でなくなったときは、その日までの議員の議員報酬を支給する。ただし、死亡により議会議員でなくなったときは、その当月分までの議員の議員報酬を支給する。

3 新たに議長又は副議長になった者には、その日から議長又は副議長の議員報酬を支給する。

4 議長又は副議長でなくなったときは、その日から議員の議員報酬を支給する。ただし、死亡により議長又は副議長でなくなったときは、その当月分までの議長又は副議長の議員報酬を支給する。

5 前各項の規定により議会議員の議員報酬を支給する場合であって、月の初日から支給するとき以外るとき、又はその月の末日まで支給するとき以外るときは、その議員報酬の額は、その月の現日数を基礎として日割りによって計算する。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の青森市特別職の職員に関する条例第六条の規定は、この条例の施行の日以後に支給事由が生じた議会議員の議員報酬について適用し、同日前に支給事由が生じた議会議員の議員報酬については、なお従前の例による。

提案理由

議会議員が退職等した場合の議員報酬の支給額を改正するため、提案するものである。

~~~~~◇~~~~~

青森市議会会議規則の一部を改正する規則

青森市議会会議規則（平成十七年青森市議会規則第一号）の一部を次のように改正する。

第二条に次の一項を加える。

2 議員は、出産のため出席できないときは、日数を定めて、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。

第九十一条に次の一項を加える。

2 委員は、出産のため出席できないときは、日数を定めて、あらかじめ委員長に欠席届を提出することができる。

附 則

（施行期日）

この規則は、公布の日から施行する。

~~~~~◇~~~~~

提案理由

出産により本会議及び委員会に出席できない場合について、これを欠席理由として明確化するため、提案するものである。